

尼崎市東部浄化センター等  
運転管理業務包括的委託

実施方針（案）

令和8年7月

尼崎市公営企業局 下水道部 下水浄化センター

この実施方針（案）は、尼崎市が実施を予定している尼崎市東部浄化センター等運転管理業務包括的委託の実施方針に記載を予定している事項のうち、主なものについて現時点の考え方を整理したものである。

本件委託は、管理・更新一体マネジメント方式を適用し業務を行うものである。

本実施方針（案）に対し、民間事業者等より幅広く意見を受け付け、意見収集の結果等を踏まえて、本件委託に係る実施方針及び募集要項等を策定する予定である。

## 目 次

第1 委託概要	1
1 委託名称	1
2 委託の目的	1
3 対象施設	1
4 対象業務	1
5 委託方式	2
6 委託期間	2
7 許認可等の取得に関する事項	3
8 法令等の遵守	3
9 要求水準	3
10 プロフィットシェアの導入	3
11 契約不適合責任	3
12 保険	3
13 資料提供	3
第2 募集に関する条件等	4
1 応募者の募集	4
2 応募者の構成等	4
第3 募集及び選定スケジュール	7
1 審査及び選定手続き	7
2 優先交渉権者選定後の手続き	8
第4 受託者の責任の明確化等業務の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	10
1 リスク分担の基本的考え方	10
2 業務の実施状況のモニタリング	10
第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	12
1 対象処理区	12
2 対象施設の規模	12
第6 その他本件委託の実施に関し必要な事項	13
1 委託料の支払い方法	13
2 実施方針(案)等に関する意見の提出	13
3 応募に伴う費用負担	13
4 実施方針の変更	13
5 提出書類の取扱い	13
6 連絡先	14
別紙1 リスク分担表(案)	15
別紙2 委託料の支払い方法	17

## 用語の説明

管理・更新一体マネジメント方式	長期契約として各種業務を性能発注により包括的に委託し、下水道施設の維持管理と委託期間中の維持管理を踏まえた更新(改築)について一体的なマネジメントを実施する方式をいう。
本件委託対象施設	尼崎市東部浄化センター等運転管理業務包括的委託をいう。 本件委託の対象となる東部処理区の下水道施設(東部浄化センター、中在家中継ポンプ場、東部雨水ポンプ場)をいう。
対象業務	受託者が実施する業務であり、統括管理等業務、維持管理業務及びコンサルタント業務の総称をいう。
委託期間	令和10年4月1日から令和20年3月31日までの10年間をいう。
委託準備期間(移行期間)	契約締結の日から令和10年3月31日までの期間をいい、本件委託の受託者が自らの責任と一切の経費の負担において準備を行い、委託者及び前受託者から業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努める期間をいう。
委託準備行為	優先交渉権者がJV等の設立や委託契約の締結準備と並行して実施する、業務開始に向けた業務の引継ぎや現地調査等の準備行為をいう。
JV(共同企業体)	本件委託の実施を目的として、複数の構成企業により結成される共同企業体をいう。
SPC(特別目的会社)	本件委託を遂行することを目的として設立される株式会社をいう。
委託者	本件委託に係る委託契約を締結する尼崎市をいう。
受託者	本件委託に係る委託契約を委託者と締結した者をいう。
前受託者	本件委託の開始前において、対象施設の運転管理業務を受託している者をいう。
応募者	本プロポーザルに参加する企業をいう。
応募企業	本件委託に単独で参加する企業をいう。
応募グループ	本件委託に参加するために組成された構成企業のグループをいう。
構成企業	応募グループ内の個別企業をいい、受託者(JV又はSPC)の構成員として、受託者の業務の一部を自ら遂行する企業をいう。
代表企業	応募グループ内における代表となる企業をいう。
総括責任者	受託者の業務の履行についてその内容の管理をつかさどる者であり、代表企業から選任される者をいう。
優先交渉権者	本プロポーザルにおける優秀提案者として選定された者をいう。
次点交渉権者	本プロポーザルにおける審査の結果、優先交渉権者に次ぐ順位の者として選定された者をいう。
本プロポーザル募集要項等	本件委託の受託者を選定するために実施する公募型プロポーザルをいう。 本件委託に係る募集要項、要求水準書、委託契約書(案)、基本協定書(案)及びこれらに付随する書類の総称をいう。
実施方針(案)等	本件委託に係る実施方針(案)及び要求水準書(素案)並びにこれらに付随する書類の総称をいう。
要求水準書	委託する業務内容及び業務実施に必要な要件等、並びに受託者が満たすべき業務の水準を定めた書類をいう。
基本協定	優先交渉権者と委託者が、委託契約の締結に向けた基本的事項について締結する協定をいう。
委託契約	委託者と受託者が、本件委託の実施に関し締結する契約をいう。
提案書類	本プロポーザルにおいて参加資格があるとされた者が提出する企画提案書類をいう。

競争的対話	委託者が参加資格審査終了後、参加資格があるとされた者に対し、提案書類の提出までに行う対話をいう。
委員会	本件委託の受託者を選定するため、委託者が設置する「尼崎市下水道施設維持管理業務委託事業者選定委員会」をいう。
プロフィットシェア	技術革新や創意工夫により生まれるライフサイクルコスト縮減分(プロフィット)を、委託者と受託者とで配分する仕組みをいう。
モニタリング	受託者が実施する業務について、委託契約に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているか確認するために委託者が行う履行確認、測定及び評価等をいう。
モニタリング基本計画	委託者が受託者の業務の実施状況を履行確認・評価するための確認対象、確認頻度、確認方法及び性能未達時の措置等を定めた計画をいう。
セルフモニタリング	受託者が自ら実施する業務の実施状況に関する履行確認、測定及び評価をいう。
ストックマネジメント計画	対象施設について、施設の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するための計画をいう。
年度協定	委託者と受託者が、各年度の業務の実施内容、修繕費用の基準額及び上限額その他の事項について協議し、締結する年度ごとの協定をいう。
計画修繕	対象施設の点検結果、劣化状況、運転状況等を踏まえ、年度協定に定める上限額の範囲内で計画的に行う修繕をいう。主要機器のオーバーホールを含む。
突発修繕	計画修繕以外の修繕で、設備等の突発的な故障等に対応するもののうち、1件当たりの費用が 200 万円以上のもの(消費税及び地方消費税を含む。)をいう。
緊急修繕	計画修繕以外の修繕で、設備等の突発的な故障等に対応するもののうち、1件当たりの費用が 200 万円未満のもの(消費税及び地方消費税を含む。)をいう。
交付金対象外工事	交付金対象の改築工事には該当しないものの、対象施設の機能維持、故障予防、延命化又はライフサイクルコストの最適化に資する工事であって、本件委託の業務範囲に含まれるものをいう。計画修繕に準じて取り扱う。
性能発注	業務の仕様を詳細に定めるのではなく、達成すべき性能水準を定めて発注する方式をいう。
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、委託者及び受託者のいずれの責めにも帰すことができない事由をいう。
普通株式	SPC が発行する株式のうち、議決権を有する株式をいう。その譲渡には SPC の承認機関に加えて委託者の承諾を必要とする。
法令等	下水道法、その他の関係する法律、政令、省令、告示、条例、規則、規程及び通達等の総称をいう。
契約不適合責任	受託者が実施した業務の成果物等が契約の内容に適合しない場合に受託者が負う責任をいう。
浸水等	対象施設の雨水排除機能に関連して生じる浸水、溢水、冠水その他の水害及びこれに伴う第三者損害をいう。

## 第1 委託概要

### 1 委託名称

尼崎市東部浄化センター等運転管理業務包括的委託

### 2 委託の目的

本件委託は、尼崎市の持続的な下水道事業の実施に資することを目的に、民間事業者の技術・経営ノウハウや創意工夫を活かした管理・更新一体マネジメントにより、公共用水域の水質保全、浸水防除、脱炭素、経費削減、更新費用の抑制等、将来にわたって持続可能な下水道経営の確立を目指すものである。

### 3 対象施設

本件委託の対象施設は東部処理区の以下の下水道施設である。対象施設の概要については、後述の第5に示す。

- ・東部浄化センター
- ・中在家中継ポンプ場
- ・東部雨水ポンプ場

### 4 対象業務

本件委託の対象業務は以下のとおりである。

#### (1) 統括管理等業務

- ・統括管理業務
- ・台帳整備業務
- ・セルフモニタリング業務

#### (2) 維持管理業務

- ・維持操作運転管理業務
- ・屋上広場管理業務
- ・電気設備保守点検業務
- ・消防設備保守点検業務
- ・空調設備保守点検業務
- ・昇降機設備保守点検業務
- ・清掃業務
- ・植樹帯保護育成業務
- ・フォークリフト車検・保守点検業務
- ・地下タンク設備保守点検業務
- ・トラックスケール保守点検業務
- ・沈砂分析業務
- ・簡易専用水道点検業務
- ・天井クレーン検査業務
- ・脱臭設備保守点検業務

- ・廃棄物処理業務
- ・機械警備業務
- ・圧送管電気防食点検業務
- ・水管橋点検業務
- ・ユーティリティ調達管理業務
- ・修繕業務
- ・浚渫業務
- ・洗砂搬送・陸上残土処分業務
- ・建築物定期点検業務
- ・危機管理対応業務
- ・日報、報告書等の作成、整理、保管等業務

### (3) コンサルタント業務

- ・ストックマネジメント計画策定支援業務
- ・実施設計業務
- ・工事監督業務

## 5 委託方式

本件委託は、長期契約として各種業務を性能発注により包括的に委託し、下水道施設の維持管理と委託期間中の維持管理を踏まえた更新（改築）について一体的なマネジメントを実施する、いわゆる「管理・更新一体マネジメント方式」とする。

本件委託においては、対象施設の維持管理結果及び点検・調査結果を踏まえ、受託者がストックマネジメント計画の策定・更新支援、修繕・改築計画案及び事業化スケジュールの提案等を行う。なお、修繕及び改築に係る業務の範囲、実施時期、費用負担その他の取扱いは、要求水準書(案)及び委託契約書(案)に定めるところによる。

## 6 委託期間

本件委託の履行期間は、令和10年4月1日から令和20年3月31日までの10年間とする。なお、契約締結の日から令和10年3月31日までは委託準備期間（移行期間）とし、受託者は自らの責任と一切の経費の負担において準備を行い、委託者及び前受託者から業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。業務実施スケジュールは、表1-1のとおり予定している。

表 1-1 業務実施スケジュール

期日	内容
2027(R9).11	基本協定締結
2027(R9).12	委託契約締結(準備が整い次第)
2028(R10).1~3	引継ぎ
2028(R10).4.1	委託開始日
(委託終了日まで)	委託者又は委託者の指定する第三者への業務の引継ぎ
2038(R20).3.31	委託終了日

## 7 許認可等の取得に関する事項

本業務実施に関し、許認可等の申請・届出は委託者が行うが、書類等の作成にあたって、受託者は委託者を支援すること。受託者が自ら行うべき申請・届出については、委託者は受託者を支援する。

## 8 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施に当たって、本業務の委託契約書(案)及び要求水準書(素案)のほか、下水道法、その他の関係する法令、条例、規則及び規程等を遵守しなければならない。

## 9 要求水準

委託する業務内容及び業務実施に必要な要件等、並びに受託者が満たすべき業務の水準は要求水準書(素案)で示す。なお、受託者による業務開始後、法令改正その他合理的な理由がある場合には、委託者と受託者が協議の上、要求水準書(素案)を見直し、契約を変更することができるものとする。

## 10 プロフィットシェアの導入

業務の実施にあたり、ライフサイクルコスト削減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入する。技術革新や創意工夫により生まれるコスト削減分（プロフィット）については、委託者と受託者とでそれぞれの事案毎に別途協議の上、シェアすることとする。なお、本件委託におけるプロフィットシェアは、受託者の技術革新又は創意工夫により生じたライフサイクルコスト削減分を対象とするものであり、収益又は損失の変動をあらかじめ定めた基準に基づき配分するプロフィット・ロスシェアリングとは異なる。詳細の内容については、委託契約書(案)に定めるとおりとする。

### 11 契約不適合責任

契約不適合責任については、委託契約書(案)に定めるとおりとする。

### 12 保険

保険の加入については、委託契約書(案)に定めるとおりとする。

### 13 資料提供

委託者は業務実施に必要な資料を受託者に提供する。

受託者は提供された資料を参考として、自らの責任において現地確認等を行い、業務を実施するものとする。現場確認等のスケジュールについては、後述の第3に示す。

## 第2 募集に関する条件等

### 1 応募者の募集

応募者の募集及び選定は、高度な技術と優れた知識に基づく創意工夫の活用を図るため、公募型プロポーザル方式により実施する。応募者には、企画提案書類の提出とともに、提案に関するプレゼンテーションの実施を求め、ヒアリングを実施する。

### 2 応募者の構成等

応募者の構成、共通の参加資格、業務実施企業に求める要件等は、以下に示すとおりとする。

#### (1) 応募者の構成等

- ① 応募者は、応募企業又は応募グループとする。応募グループを構成する企業数の上限は任意であり、1企業で複数の業務を兼ねることができるものとする。
- ② 応募グループとする場合は、応募グループの代表企業を定め、代表企業が応募参加資格の申請及び応募手続きを行うこと。また、参加表明書及び応募資格確認申請書の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務について明らかにすること。
- ③ 応募グループの場合、原則としてJVを結成するものとするが、SPCを設立することを妨げない<sup>1</sup>。また、各業務をまとめる総括責任者（各業務の責任者との兼務可）を代表企業から選任させるものとする。
- ④ 応募グループの代表企業の変更は認めない。
- ⑤ 参加表明書及び応募資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると委託者が認めた場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更を認めるものとする。
- ⑥ 応募グループの構成企業は、他の応募参加者の構成企業になることはできない。
- ⑦ 業務期間中における代表企業の変更は、原則として認めない。ただし、代表企業の倒産、合併、会社分割等やむを得ない事由により事業の継続が困難となった場合は、委託者の承諾を得たうえで、参加資格要件を満たす後継企業への変更を認めることがある。構成企業の変更についても、委託者の事前承諾を要件とする。変更の要件及び手続きの詳細は、委託契約書(案)に定める。
- ⑧ 総括責任者その他の主要な配置技術者の変更は、要求水準書に定める資格及び経験を有する場合において、委託者の承諾を得たうえで行うことができるものとする。

#### (2) 応募企業、応募グループ構成企業に共通の参加資格

- ① 尼崎市契約規則第4条に規定する競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- ② 参加申請の日から契約締結の日までのいずれの日においても、次に掲げる者でないこと。
  - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者
  - イ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始

<sup>1</sup> 本件委託では共同企業体を想定しているため、委託費にSPC関連費用は計上しない想定である。

の申立てがなされている者

ウ 尼崎市において地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による入札参加資格の制限を受けている者

エ 尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者

オ 尼崎市暴力団排除条例第2条第2項から第4項に規定する暴力団等である者

キ 本件委託に係る発注支援業務を受託した者及び発注支援業務において業務協力関係にある者でないこと、又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。この場合、資本面において一定の関連がある者とは、当該企業の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、人事面において一定の関連のある者とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。なお、本件委託に係る発注支援業務受託者及び業務関係にある者は以下のとおりである。

- ・ 地方共同法人日本下水道事業団（東京都文京区）
- ・ 公益財団法人日本下水道新技術機構（東京都新宿区）
- ・ PwC アドバイザリー合同会社（東京都千代田区）
- ・ PwC 弁護士法人（東京都千代田区）

### (3) 業務実施企業に求められる要件

応募企業又は応募グループ構成企業のうち、次の各号に掲げる業務を担当する者は、それぞれ当該各号に定める要件を満たすこと。

ア 維持操作運転管理業務を担当する者は、次の（ア）から（ウ）までの要件をすべて満たすこと。

（ア）兵庫県又は大阪府に本支店又は営業所を有すること。

（イ）下水道処理施設維持管理登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条第1項の規定により、国土交通省が備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。

（ウ）日本国内において、現有処理能力が100,000 m<sup>3</sup>/日以上 of 下水道法第2条第6号に規定する終末処理場（合流式に限る。）での水処理の維持管理、運転管理業務であって、標準活性汚泥法又はそれと同等以上の技術を要する処理方式により行っているものについて、元請業者又は共同企業体の構成企業（出資比率30%以上のものに限る。）としての実績があること。

イ 計画修繕、交付金対象外工事又は突発修繕に関する工事を実施する者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、機械器具設置工事及び電気工事につき、特定建設業の許可を有していること。ただし、当該工事を実施する者が複数である場合は、それぞれ担当する工種で満たせばよいものとする。

ウ スtockマネジメント計画策定支援業務を担当する者は、平成28年度以降に下水道法第2条第6号に規定する終末処理場のStockマネジメント計画又は更新計画

の策定業務（調査のみ等の部分的な業務を除く。）の実績を有すること。

**（４）参加資格要件の確認基準日**

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、応募企業又は構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、委託者に速やかに通知しなければならない。

### 第3 募集及び選定スケジュール

実施方針(案)等の公表後のスケジュールは概ね表 3-1 のとおりである。

表 3-1 募集及び選定スケジュール(想定)

予定時期	内容
2026(R8).7.10	実施方針(案)等公表
2026(R8).7.10～8.7	意見受付
2026(R8).11	実施方針・要求水準書(素案改訂版)公表
2026(R8).11～12	質問受付
2026(R8).12	質問回答
2027(R9).2	公告(募集要項等公表)
2027(R9).2～3	質問受付
2027(R9).3～4	質問回答
2027(R9).3～4	現場見学会
2027(R9).4	参加資格確認受付
2027(R9).5～6	競争的対話
2027(R9).9	提案審査書類受付
2027(R9).10	プレゼン実施
2027(R9).10	優先交渉権者決定
2027(R9).11	基本協定締結
2027(R9).11～12	委託契約締結
2028(R10).1～3	引継ぎ
2028(R10).4	委託開始

#### 1 審査及び選定手続き

##### (1) 委員会の設置

委託者は、企画提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「尼崎市下水道施設維持管理業務委託事業者選定委員会」を設置している。

なお、応募者が、募集公告から選考結果の通知までの間に、本件委託について委員に対して直接又は間接を問わず接触を試みた場合、当該応募者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

##### (2) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付及び審査

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し参加資格の審査を受けること。

詳細については、募集要項等に示す。なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は本プロポーザルに参加することはできない。

##### (3) 現場見学会の実施

委託者は、応募者の施設理解を促進するため、参加資格確認受付期間中に現場見学会を実施する。現場見学会の日程、申込方法等の詳細については、募集要項等に示す。

#### (4) 競争的対話の実施

委託者は、参加資格審査終了後、参加資格があるとされた者のうち競争的対話を希望する者に対し、提案書類の提出までに競争的対話を原則1回実施する。なお、予備審査は実施しない。

委託者は、競争的対話の結果を踏まえ、委託契約書(案)、要求水準書(案)等の調整を行う。競争的対話の結果は、期間終了後、終了宣言として公表する。なお、競争的対話によって、応募者を絞り込むことはしない。

#### (5) 提案書類の提出等

参加資格があるとされた者は、提案書類を提出すること。

提案に必要な書類など、詳細については、募集要項等に示す。

#### (6) 審査方法

審査は、資格審査及び提案内容の審査を行う。委託者は、委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

#### (7) 審査結果の公表

委託者は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに応募者に通知するとともに、委託者のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

#### (8) 優先交渉権者の取消し

受託者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がいない、又は本件委託の目的の達成が見込めない等の理由により、委託者が本件委託を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定しないことがある。

この場合、委託者は、その旨を委託者のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

#### (9) プロポーザルの成立

プロポーザルは、応募者が1者となった場合も行う。

#### (10) プロポーザルの中止等

競争入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により受託者の選定を公正に執行できないと認められる場合、又は競争性を確保し得ないと認められる場合は、プロポーザルの執行延期、再募集公告又は中止等の対処を図る場合がある。

#### (11) 情報提供

情報提供は、適宜、委託者のホームページその他の方法により行う。

## 2 優先交渉権者選定後の手続き

### (1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書(案)に基づいて、委託者と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に委託契約

の締結に至らないことが明らかとなった場合には、委託者は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、委託者は、基本協定書(案)の修正には、原則として応じない。

## (2) JV 等の結成

優先交渉権者は、基本協定の締結後、必要に応じて JV の結成または SPC の設立を実施するものとする。なお SPC を設立する場合、委託期間中は SPC の本社所在地を市外に移転させないものとする。また、SPC を株式会社として設立する場合、発行する普通株式は、譲渡の承認には、SPC の承認機関に加えて委託者の承諾を必要とする。

## (3) 優先交渉権者による委託準備行為

優先交渉権者は、JV 等の設立や委託契約の締結準備と並行して、業務開始に向けた準備行為として、業務の引継ぎや現地調査等を実施することができるほか、本件委託を円滑に開始するために委託者と協議を行う。

## (4) 委託契約の締結

委託者と受託者は、委託契約書(案)の内容に従い、速やかに委託契約を締結する。なお、委託者は、競争的対話に基づいて調整された委託契約書(案)の内容について、優先交渉権者の決定前に確定することができなかつたもの及び軽微なもの以外は変更しない。

## (5) 業務の開始

受託者は、委託契約に定める委託開始日に業務を開始する。

## 第4 受託者の責任の明確化等業務の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1 リスク分担の基本的考え方

本件委託における責任分担の考え方は、委託者と受託者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設に係る維持管理及び工事の責任は、原則として受託者が負うものとする。ただし、委託者が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、委託者が責任を負うものとする。

#### (1) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び委託者と受託者の責任分担は、原則として別紙1に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、委託契約に定めるものとする。

### 2 業務の実施状況のモニタリング

委託者は、受託者が実施する業務について、モニタリングを行う。また、受託者は、自らの業務の実施状況についてセルフモニタリングを実施する。なお、モニタリングの基本的な考え方及び内容については、モニタリング基本計画書において定める。

#### (1) モニタリングの目的

委託者は、受託者が委託契約に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているか確認するために、履行確認、測定及び評価等のモニタリングを行う。

受託者は、自らの業務の実施状況が要求水準書、業務提案書及び委託契約に適合していることを確認するため、セルフモニタリングを実施し、その結果を委託者に報告する。

委託者は、要求水準の達成状況、業務改善の実施状況、セルフモニタリングの結果及び委託期間中に蓄積される維持管理情報等を踏まえ、必要に応じてモニタリングの確認対象、確認頻度及び確認方法を見直すことができる。

#### (2) セルフモニタリング及びモニタリングの概要及び実施時期

- ① 受託者は、対象業務（統括管理等業務、維持管理業務及びコンサルタント業務）の実施状況について、セルフモニタリングにより自ら点検し、要求水準書、業務提案書及び委託契約への適合状況を確認すること。
- ② 受託者は、前号のセルフモニタリングの結果を含め、対象業務の実施状況について、月次業務報告書及び年次業務報告書を委託者に提出すること。
- ③ 委託者は、前号の報告内容及び要求水準の達成状況に基づき、業務の履行状況を確認する。また、委託者は、必要に応じて随時、業務の実施状況に関するヒアリング又は現地確認を行うことができる。
- ④ 委託者は、修繕業務（別紙2 委託料 C-3）及びコンサルタント業務（別紙2 委託料 D）については、工事又は業務ごとにモニタリングを行う。

#### (3) 性能未達の場合における措置

委託者は、モニタリングの結果、要求水準を満たさないと判断した場合は、モニタリング基本計画に定める規定に従い、受託者に対し勧告や委託金額の減額等の措置をとる。なお、減額措置の詳細については募集要項等において示す。

#### (4) モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、委託者が実施するモニタリングに係る費用は委託者が負担する。

受託者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、受託者の負担とする。

## 第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 対象処理区

本件委託における対象処理区は東部処理区とする。

### 2 対象施設の規模

本件委託における対象施設及びその規模は要求水準書及び別添資料のとおりである。

## 第6 その他本件委託の実施に関し必要な事項

### 1 委託料の支払い方法

委託料の構成、支払い方法及び精算方法については、別紙2「委託料の支払い方法」に定めるとおりとする。

### 2 実施方針(案)等に関する意見の提出

実施方針(案)等の内容に関して意見がある場合は、以下のとおり提出すること。

#### (1) 提出期間

令和8年7月10日(金)から令和8年8月7日(金) 17時まで

#### (2) 提出方法

実施方針(案)等に関する意見書(様式1)に必要事項を記入し、電子メールにより「第6-6 連絡先」宛に提出すること。その他の方法による提出は認めない。電子メール件名は「包括委託実施方針(案)等に関する意見」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。なお、ファイル形式はMicrosoft Excel形式とする。

#### (3) 意見書に対するヒアリング

提出された意見書のうち、委託者において確認が必要と判断したものについては、提出者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。

#### (4) 意見書に対する回答について

委託者は、提出された意見に対して回答を行わない。委託者は、提出された意見を踏まえ、委託者が必要と判断した場合に実施方針(案)等を修正する。修正版は、令和8年11月(予定)に、実施方針・要求水準書(素案改訂版)として委託者のホームページにおいて公表し、改めて意見・質問を受け付ける予定である。

なお、回答を公表しないことから、実施方針(案)等の記載内容に関する質問は受け付けない。記載の意図が不明確又は複数の解釈が生じる等あれば、その旨意見として提出すること。意図や解釈により意見が変わる場合は、場合分けして意見を提出すること(様式1の記載例を参照)。

### 3 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

### 4 実施方針の変更

実施方針は、公表後に民間事業者から受付けた意見等を踏まえ、その内容の変更を行うことがある。変更を行った場合は、委託者のホームページ等を通じて公表する。変更の内容が重大で、その後の受託者選定スケジュール及び委託スケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも合わせて公表するものとする。

### 5 提出書類の取扱い

#### (1) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、委託者は、本件委託の公表及びその他必要と認める場合、受託者の提案書の一部又は全部を無償で使用するこ

とができる。

また、委託者は、受託者選定結果の公表に必要な範囲で受託者以外の応募者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。

## (2) 提案書の返却

応募者から提出された書類は返却しないものとする。なお、受託者以外の提案書は委託者が責任をもって処分する。

## (3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務手法、工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、当該提案を行った受託者が負うものとする。

## 6 連絡先

本件委託に関する連絡先は、以下のとおりとする。

尼崎市公営企業局 下水道部 下水浄化センター

担当：長山、竹内

所在地：〒661-0953 尼崎市東園田7丁目82番地

電話：06-6499-4515

E-mail：[ama-tobuhokatsu@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-tobuhokatsu@city.amagasaki.hyogo.jp)

別紙1 リスク分担表(案)

区分	No.	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
				委託者	受託者
共通項目	1	法令等の変更リスク	本件委託に直接関係する法令等の変更	○	
			本件委託のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
	2	税制変更リスク	本件委託に関する新税の成立や税率の変更	○	
			法人税率の変更、受託者の益に課される税制度の変更		○
	3	第三者賠償リスク	要求水準等に従って委託を実施しても避けることのできないもの	○	
			施設の存在自体によるもの	○	
			受託者の行為に起因するもの		○
	4	住民問題リスク	本件委託業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
			受託者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○
	5	環境保全リスク	受託者が行う業務に起因する環境問題（周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等）		○
上記以外のもの			○		
6	委託の中止・延期に関するリスク	委託者の指示、議会の不承認によるもの	○		
		委託者の責務不履行によるもの	○		
		受託者の業務放棄、破綻によるもの		○	
7	物価変動リスク	規定の範囲内の場合		○	
		規定の範囲を超える場合	○		
8	不可抗力リスク	受託者の故意または重過失によるもの		○	
		上記以外のもの	○		
9	許認可リスク	委託者が取得すべき許認可の遅延	○		
		受託者が取得すべき許認可の遅延		○	
維持管理	10	計画変更リスク	委託業務内容・用途の変更等委託者の事由により計画が変わる場合	○	
			受託者が立案した計画（時期・内容等）に起因して問題が生じた場合		○
	11	下水の水量変動リスク	水量変動に伴う変動費の増減	○	
	12	下水の水質、汚泥含水率変動リスク	流入水による場合又はやむを得ない場合による経費の増加	○	
			上記以外の経費の増加		○
	13	突発修繕費の増大リスク	受託者の責による補修費の増大		○
			上記以外によるもの	○	
14	施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受託者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○	
		受託者の責により施設が損傷した場合		○	
		上記以外のもの	○	○	
15	老朽化対応リスク	受託者が策定した全体修繕計画及び年間修繕計画に基づき修繕業務を適切に実施したにもかかわらず、個別の設備・機器の経年劣化（老朽化）により不可避免的に生じた損傷及びこれに伴う修繕（年度協定に定める費用上限内のもの）		○	
		上記に規定する個別の設備・機器の経年劣化に起因する修繕費用が、年度協定に定める費用上限を超過した場合における超過分	○		
		全体修繕計画及び年間修繕計画に定める修繕業務を実施しなかった場合、又は要求水準書に定める基準を満たさない方法で実施した場合に生じた損傷及び修繕費用		○	

区分	No.	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
				委託者	受託者
維持管理	16	修繕・工事費増大リスク	受託者の責めにより修繕又は交付金対象外工事の費用が増加した場合		○
			委託者の要因による設計変更等により修繕又は交付金対象外工事の費用が増加した場合	○	
	17	修繕・工事に係る契約不適合リスク	業務開始後に受託者が実施した修繕又は交付金対象外工事の契約不適合		○
	18	雨水排除・浸水防除リスク	受託者の運転操作の過失又は設備の維持管理不備に起因する浸水等		○
			上記以外の事由に起因する浸水等	○	
その他 (契約前～業務開始)	19	公募手続リスク	募集要項等の応募手続の誤り	○	
	20	提示資料リスク	募集要項等、委託者が受託者に開示した資料の情報等に瑕疵が発見された場合		○
	21	応募費用負担リスク	応募に係る費用の負担		○
	22	契約締結リスク	委託者の責により契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
			受託者の責により契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
			本件委託契約に関する議決が得られない場合	○	
23	業務開始の遅延リスク	委託者の事由による業務開始の遅延	○		
		受託者の事由による業務開始の遅延		○	
		不可抗力等による業務開始の遅延	○		
その他 (業務終了)	24	契約解除リスク	業務継続の必要がなくなった場合	○	
			受託者の債務不履行、不遵守等		○
			委託者側の事由により業務の継続履行が困難になった場合	○	
			受託者側の事由により業務の継続履行が困難になった場合		○
	25	業務終了時の施設状態	業務終了時の施設状態の要求水準の未達		○

## 別紙2 委託料の支払い方法

### (1) 委託料の構成と支払い方法

委託者は受託者が行う本件委託に係る各業務に対する対価を、委託料として1月ごとに支払うものとする。

本件委託に係る委託料の構成、支払方法及び精算方法は、表1及び表2のとおりとする。

表1 本件委託に係る委託料

委託料の分類	業務		支払方法
A	統括管理等業務		毎月払い (年額÷12)
B-1	維持管理業務 (修繕業務以外)	固定費	
B-2		変動費 (ユーティリティ費等)	
C-1	維持管理業務 (修繕業務)	緊急修繕 (税込 200 万円/件未満)	
C-2		突発修繕 (税込 200 万円/件以上)	
C-3		計画修繕・交付金対象外工事	
D	コンサルタント業務		履行確認後 月1回払い

(注1) 委託料 C-3、D については、検査は工事・業務ごとに行い、同月内に複数の検査が完了した場合、受託者はまとめて請求することができるものとする。

## (2) 年度末精算

委託料のうち、毎月払い（年額÷12）としている費目については、実績額と年間支払額との間に差額が生じることがある。当該差額については、各年度末に精算を行うものとする。

精算の対象となる費目、精算方法及び精算の考え方は、表2のとおりとする。

表2 年度末精算の対象及び方法

精算対象 (委託料分類)	精算の考え方	精算方法
B-2 変動費 (ユーティリティ費等)	薬品費等のユーティリティ費は、処理水量や気象条件等により年度ごとに変動するため、流入汚水量及び雨水放流量の実績量に基づき、対象費目の委託料を精算する。	<p>①各年度の流入汚水量及び雨水放流量の実績量が確定した後、想定水量との比率に基づき、対象費目の委託料を精算する。</p> <p>②精算の対象費目及び算定方法は以下のとおりとする。</p> <p>③精算は各年度の3月分の委託料で行う。</p> <p>【流入汚水量】対象費目：薬品費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増額する額＝薬品費の額×[(実績流入汚水量÷要求水準書に規定する想定流入汚水量) - 1]</li> <li>・減額する額＝薬品費の額×[1 - (実績流入汚水量÷要求水準書に規定する想定流入汚水量)]</li> </ul> <p>【雨水放流量】対象費目：動力費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増額する額＝動力費の額×[(実績雨水放流量÷要求水準書に規定する想定雨水放流量) - 1]</li> <li>・減額する額＝動力費の額×[1 - (実績雨水放流量÷要求水準書に規定する想定雨水放流量)]</li> </ul>
C-1, C-2 緊急修繕及び突発修繕	緊急修繕及び突発修繕は毎月定額払いとしているが、実際の修繕実績額は年度ごとに変動するため、年間の実績額があらかじめ設定した基準額の範囲（最低実施額～最大基準額）を超過又は下回る場合に精算する。 ただし、実績額が最低実施額以上かつ最大基準額以下の範囲内である場合は精算を行わない。	<p>①年度当初に、当該年度の突発修繕の基準額、最低実施額（&lt;基準額）及び最大基準額（&gt;基準額）を設定する。</p> <p>②毎月の支払いは基準額の1/12とする。</p> <p>③年度末に実績額を集計し、以下のとおり精算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績額 &gt; 最大基準額 差額（実績額-基準額）を委託者が受託者に追加支払い</li> <li>・最低実施額 ≤ 実績額 ≤ 最大基準額 精算は行わない</li> <li>・実績額 &lt; 最低実施額 差額（基準額-実績額）を委託料から減額</li> </ul>

(注2) 基準額は、提案書に記載された年度ごとの計画額を基に、委託者と受託者の協議により設定する。

(注3) 最低実施額は、基準額を下回る額として、委託者と受託者の協議により設定する。

(注4) 精算の具体的な手続及び時期は、委託契約書(案)に定める。

(注5) 委託料 C-3 (計画修繕・交付金対象外工事) は、履行確認後の出来高払いであるため、年度末精算の対象としない。

(注6) 修繕の実績額は、受託者が実績額の根拠となる証憑書類（見積書等）を委託者に提出し、委託者が確認した額とす

る。

(注7) 委託期間の最終年度に発生した突発修繕が、部品調達等の事情により委託期間内に完了しない場合の取扱いは、委託契約書(案)に定める。

### (3) 物価変動に伴う委託料の改定

物価変動に伴う委託料の改定方法（適用する指標、改定の閾値、精算方法等）の詳細は、委託契約書(案)に定める。